



# 島根県報

平成21年9月24日（木）

第2,122号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

私立学校法第26条の規定により学校法人が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱 (総務課) 2

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 (障害者福祉課) 3

**告 示****島根県告示第670号**

私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第2項の規定により、知事の所轄に属する学校法人（同法第64条第4項の法人を含む。）が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱を次のように定めたので、同法第26条第2項の規定により告示する。

平成21年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

私立学校法第26条の規定により学校法人が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱

**第1条** 私立学校法第26条第2項の規定により知事の所轄に属する学校法人（同法第64条第4項の法人を含む。以下同じ。）が行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに附随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- (3) 規模が当該学校法人の設置する学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）の状態に照らして不適当なもの
- (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

**第2条** 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成21年9月24日から施行する。
- 2 私立学校法第26条の規定に基づき学校法人が行うことができる収益事業の種類に関する要綱（平成12年島根県告示第894号）は、廃止する。

島根県告示第671号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成21年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
なの花薬局 平田店	出雲市平田町2164-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年9月1日
浜田調剤薬局	浜田市殿町17-17	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年9月1日
とまと薬局	浜田市港町243-7	育成医療 更生医療	平成21年9月1日
とまと薬局 殿町店	浜田市殿町7-7	育成医療 更生医療	平成21年9月1日